

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(国際企画室)</p> <p>第12条 国際企画室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 国際交流推進センターの事務に関する事。</p> <p>(2) <u>留学生及び外国人研究者向け借上宿舎</u>の事務に関する事。</p> <p>(3) 海外機関との連絡調整・文書の取り交わしに関する事。</p> <p>(4) その他国際連携・国際交流に関する事。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和6年5月29日から施行し、令和5年10月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>国際交流センターが廃止されたことにもない、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(国際企画室)</p> <p>第12条 国際企画室においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) 国際交流推進センターの事務に関する事。</p> <p>(2) <u>国際交流センター</u>の事務に関する事。</p> <p>(3) 海外機関との連絡調整・文書の取り交わしに関する事。</p> <p>(4) その他国際連携・国際交流に関する事。</p> <p>(略)</p>

